CORPORATE GOVERNANCE

Mercari,Inc.

最終更新日:2018年10月1日 M - メルカリ

執行役員CFO 長澤啓 問合せ先:08099954130

証券コード: 4385

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方 更新

当社グループは、「新たな価値を生みだす世界的なマーケットプレイスを創る」をミッションとし、不要になった資産を有する出品者とそれに価値を 見出す購入者を結ぶ、簡単で楽しく安全なプラットフォームを提供することにより、社会に貢献する企業となることを目指しております。 この経営理念のもと、社会の公器としての責任をもって、取締役及び全従業員が法令・定款を遵守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行 し、企業活動を行って参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

【補充原則1-2】

株主の方々が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めておりますが、第6回定時株主総会においては、正確性の確保及び英語版の招集通知の同時開示を最優先とし、法定期日に招集通知を発送いたしました。なお、発送日の前日には日本語版・英語版の招集通知を当社ウェブサイト上にて、招集通知の早期開示をいたしました。

【補充原則1-2】

議決権電子行使プラットフォームの利用につきましては、国内外機関投資家比率や導入に係るコスト、導入によるメリット等を勘案して、現時点での対応は不要と考えておりますが、今後、株主構成比率の変化等を踏まえ充実することを検討してまいります。

【補充原則4-1】

当社が事業展開するインターネット業界は、環境・技術の変化が早いため、具体的・固定的な中長期計画を策定することは適切ではないと考えて おります。 当社は、IR活動等を通じて中長期的な経営戦略の説明を行い、株主や投資家の理解促進に努めております。

【補充原則4 - 10 】

当社は、原則3-1に記載する役員報酬や役員候補の指名に関する方針に従って、社外取締役、社外監査役の意見・助言を受けながら報酬の決定や役員候補者の指名を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

当社は、コーポレート・ガバナンスの観点から、単に安定株主を確保するための株式の政策保有を行いません。仮に政策保有をする場合は、両社にとって企業価値の向上に資すると判断されるような場合に限り行うものとします。

【原則1-7】

関連当事者取引については、担当部署において取引の必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性について、事前に確認を行っております。 特に重要と考えられる取引については、取締役会において、取引の必要性・妥当性について十分に審議したうえで意思決定を行っております。 事前の審議に加え、審議の内容に基づいた取引が行われているかどうかについて、内部監査部門における取引の内容等の事後的なチェック、監査役会による監査等の健全性・適正性確保の仕組みを整備しております。

【原則2-6】

当社には、企業年金基金制度はありません。

【原則3-1】

) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社では、以下のミッション(経営理念)を定めております。

「新たな価値を生みだす世界的なマーケットプレイスを創る」

世の中では多くのモノ・サービスが生産・販売されていますが、誰かにとってはまだ価値があるのに捨ててしまうなど地球資源の無駄になっていることが多いと私たちは考えています。「捨てる」を無くすために、個人間で簡単かつ安全にモノを売買できるフリマアプリ「メルカリ」を展開しています。

さらに、上記ミッションを達成すべく、以下の3つのバリュー(価値基準)を設定しています。

Go Bold 大胆にやろう

世の中にインパクトを与える多くのイノベーションを生み出します。破壊的創造を目指し大胆にチャレンジし、数多くの失敗から学んでいきます。 All for One 全ては成功のために

メンバーの力を結集してチームで最高のプロダクトを創ります。チームはどのような成果をあげており、それに個人としてどのように貢献しているかというチームワークを非常に重視しています。

Be Professional プロフェッショナルであれ

メルカリは卓越した能力を持った個人が考え抜きベストを尽くす組織です。メンバーは常にオーナーシップを持って自由闊達に仕事をし、専門的能

力をレベルアップしていきます。

()本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、コーポレートガバナンスの強化により、ユーザー、社員、株主、取引先、その他すべてのステークホルダーに対して透明性を確保し、健全 性の高い組織を構築し、円滑な関係を維持することが、企業価値・株主価値を高める重要な経営課題と認識しています。

()取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

決定方針:

取締役・執行役員の報酬は、固定報酬により構成されております。

成果主義の理念のもと、職責や業績貢献度を適正に評価した上で、適切に決定しています。

決定手続:

取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、代表取締役が配分を決定しております。執 行役員の報酬は、代表取締役が総額および配分を決定しております。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役・監査役候補、及び、執行役員の選任・解任については、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを重視し、当社を取り巻〈経営環境を踏まえ、取締役会の審議を基に決定しております。

()取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明 当社では、全ての取締役および監査役の候補者について、株主総会招集ご通知(参考書類)に記載のそれぞれの選任議案において、「候補者と した理由」を記載しています。

【補充原則4-1】

取締役会は、法令、定款および当社関連規程の定めるところにより、経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行います。

法令、定款および当社関連規程にて定められている取締役会専決事項を除き、業務執行に係る意思決定を迅速に行うため、業務執行に係る権限の多くを取締役または各業務を担当する執行役員に委任します。

【原則4-9】

当社は、会社法および東京証券取引所が定める基準を満たす者の中から、当社の経営への助言および監督機能を発揮するために必要な、多様かつ専門的な知識、経験と高い識見を有する人物を独立社外取締役の候補として選定しております。

【補充原則4-11】

当社は取締役会での議論の実質性を高めるために、取締役会の少人数体制を維持する一方、社外取締役および社外監査役を選任し、経営の透明性と健全性の維持に努めております。また、取締役会における的確かつ迅速な意思決定と適切な業務執行の監督を確保するため、取締役会の全体として多様な専門能力、知見が担保されるようにしております。

【補充原則4-11】

当社は、各取締役・監査役の主要な兼任状況を、株主総会招集通知添付書類に毎年開示しています。なお、いずれの兼任についても、当社の役割と責務を適切に果たせる時間と労力を十分に確保できる兼任状況であることを確認しております。

【補充原則4-11】

当社は、取締役会全体の実効性について、毎年、各取締役・監査役が自己評価を行うとともに、社外取締役からも意見をいただくことによって分析・評価を行っております。

【補充原則4-14】

社外取締役がその機能を十分に果たすことを可能とするため、当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得できるよう、各社外取締役に 応じた機会を提供することとしています。

【原則5-1】

当社は、適時かつ公正な情報開示を行い、株主の皆様と建設的な対話を行うよう努めております。

CFOの下、IR担当部署が株主の皆様との建設的な対話の促進に取り組んでおります。IR担当部署では、その取り組みの一環として、決算説明会の開催、株主の皆様との対話を補助するために必要な情報を当社内で収集するための各部署との連携の実現、対話において把握された株主の意見・懸念の検討およびそれらに関する取締役会・担当執行役員に対するフィードバックの実施等を行います。

株主の皆様との対話にあたっては、インサイダー情報を伝達しないことをその方針とし、伝達する内容については、IR担当部署が、事前に法務部や外部専門家に適宜確認を行います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率^{更新}

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山田 進太郎	37,192,530	27.48
ユナイテッド株式会社	10,500,000	7.76
富島 寛	9,100,000	6.72
株式会社suadd	6,567,000	4.85
グローバル·ブレイン5号投資事業有限責任組合	4,760,400	3.52
WiL Fund I, L.P. (常任代理人 大和証券株式会社)	3,640,080	2.69

イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合	3,542,500	2.62
グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合	3,184,370	2.35
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	2,748,750	2.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,310,400	1.71

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	6月
業種	情報·通信業
直前事業年度末における(連結)従業員 数 <mark>更新</mark>	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 ^{更新}	3名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数 ^{更新}	3 名

会社との関係(1) ^{更新}

氏名	属性 会社との関係(系()						
K	周江	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
鈴木 健	他の会社の出身者											
高山 健	他の会社の出身者											
生田目 雅史	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 健		社は、同社に対して、広告の掲載を委託しておりますが、平成30年6月期における同社の当社に対する売上高は、年間連結売	インターネット技術に関する深い知見やインターネット関連事業の経営経験を有しており、 当該知見に基づく助言を期待しております。 また、東京証券取引所の定める独立役員要件 を満たしており、一般株主と利益相反の生じる 恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

高山 健	高山氏は、株式会社みずほ銀行の業務 執行者でありました。 当社と同行との間には資本関係はありませんが、当社には同行からの借入金があり、同行は当社の主要な取引先です。もっとも、同氏は、平成11年に同行を退任して10年以上が経過しており、同氏と同行との関係性は特別な利害関係を有するものではなく、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしております。	高山氏は、インターネット事業及び金融事業に関する深い知見と経験を有しており、当該知見に基づく助言を期待しております。 また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
生田目 雅史	生田目氏は、当社の取引先であるKPMG LLPの業務執行者(平成12年退任)でありましたが、平成30年6月期における同社の 当社に対する売上高は、年間連結売上高 の1%未満であり、東京証券取引所が定め る独立性基準を満たしております。	生田目氏は、銀行、証券及び投資業界に関する専門的な知識と深い経験を有しており、当該知見に基づく助言を期待しております。 また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況更新

内部監査担当者と監査役会は、内部監査の実施状況等について随時情報交換を行っております。また、定期的に内部監査担当者、監査役会及 び会計監査人は一同に会して情報の共有を行い、監査上の問題点の有無や課題等について、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性					会	社と	の	関係	()				
Ca .	神	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	I	m
福島 史之	公認会計士													
猪木 俊宏	弁護士													
筱崎 隆広	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- L 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福島 史之			公認会計士として監査法人において大小様々な企業に対する監査業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社における適切な内部統制構築における助言・提言を期待して監査役に選任しております。
猪木 俊宏			弁護士として、企業法務やコンプライアンスに 精通していることから、法律的側面からの意見 具申等を期待して監査役に選任しております。
筱崎 隆広			当社が成長していく過程での組織構築やガバナンス上の課題を事前に解決するための助言・提言を期待して監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外監査役、従業員、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社は、ストックオプション付与によって、当社及び子会社の取締役、執行役員及び従業員に対して、株主と目線を合わせ、中長期的な視点からバランスのとれた経営を行う動機付けを行っております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、取締役・監査役のそれぞれの報酬等の総額および報酬等の種類別の総額を開示しております。 取締役(社外取締役を除く。)については、対象となる役員は5名、報酬等はすべて基本報酬であり、総額117百万円となります。 監査役(社外監査役を除く。)については、該当ありません。

社外取締役については、対象となる役員は2名、報酬等はすべて基本報酬であり、総額7百万円となります。

社外監査役については、対象となる役員は3名、報酬等はすべて基本報酬であり、総額18百万円となります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無^{更新}

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、その決定を取締役会で代表取締役会長に一任しております。監査役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、監査役会において決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・監査役に対∪ては、取締役会・監査役会の招集やその他の各種連絡事項の伝達等を適時に行ってまいります。また、事業理解を深 めていただくため、社外取締役・監査役へ向けた当社の事業説明等を適宜行ってまいります。

2.業務執行、監査·監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート·ガバナンス体制の概要) 更新

当社は会社法に規定する機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。当社事業に精通した取締役を中心とする 取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査す る体制が、経営の効率性と健全性を確保し有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。また、内部監査グループを設け適時に連 携を図ることにより企業として会社法をはじめとした各種関連法令に則り、適法に運営を行っております。またコンプライアンスや重要な法的判断 については、顧問弁護士と連携する体制をとっております。

(a) 取締役会

取締役会は取締役8名(うち社外取締役3名)で構成され、経営方針等の経営に関する重要事項並びに法令又は定款で定められた事項を決定す るとともに業務執行状況の監督を行っております。また、取締役会は月1回定期的に開催され、担当取締役より業務報告が実施されており、必要 に応じて臨時取締役会の開催も行ってております。

なお、第6期(2017年7月1日~2018年6月30日)において、取締役会の開催回数は18回であり、全取締役・監査役がすべてに出席しております。

(b) 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成されており、3名全員が社外監査役であります。各監査役は取締役会 への出席、重要な書類の閲覧等を通じて、経営全般に関して幅広く検討を行っております。各監査役は、監査役会が定めた業務分担に従い、独 立した立場から取締役の業務執行状況を監査し、また、監査役会にて情報を共有し実効性の高い監査を効率的に行うよう努めております。 なお、第6期(2017年7月1日~2018年6月30日)において、監査役会の開催回数は12回であり、全監査役がすべてに出席しております。

(c) 内部監査

当社は代表取締役会長の直轄の組織として内部監査グループを設置しており、専任担当者を3名配置しております。内部監査グループは、各部 門の業務に対し、内部監査規程及び毎期策定する内部監査計画等に基づき内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告しております。代 表取締役は被監査部門に対しては、監査結果を踏まえて改善指示を行い、その改善状況について書面により報告を行わせることにより、内部監 査の実効性を確保しております。

(d) 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、定期的な監査のほか、会計上の課題については、随時指導を受け適切な会計処理に 努めております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査 役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保し有効であると判断し、監査役会設置会社を採用して おります。

当社の取締役会の構成として、社内取締役5名に対して取締役総数の1/3以上となる3名の社外取締役を選任し、3名の社外監査役と共に経営 の透明性と公正性を確保しております。取締役の職務執行に対しては、社外取締役及び社外監査役による監督を徹底するため、それぞれに企業 経営の経験者や弁護士・会計士等の専門家を起用することにより、専門的かつ客観的な観点から法令及び定款への適合性の検証を行っており ます。

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の方々が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めております。第6回定時株主総会においては、法定期日に招集通知を発送するとともに、 発送日の前日には日本語版・英語版の招集通知を当社ウェブサイト上にて早期開示いた しました。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の方々にご出席いただけるよう、集中日を避けて定時株主総会の開催日を設定しております。第6回定時株主総会開催日は、2018年9月28日(金)に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	第6回定時株主総会においては実施しておりませんが、インターネットを通じた議決権の 行使に関しても、検討を進めてまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	第6回定時株主総会においては実施しておりませんが、議決権行使プラットフォームへの 参加を検討しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ウェブサイト等にて、英語版の招集通知を掲載しております。
その他	< 招集通知について> 投資判断をしていただく上で必要な情報を分かりやすくお伝えすべくため、図や写真等を用いたカラーでの掲載を行っております。 また、当社ウェブサイトに招集通知を掲載し、株主総会の活性化および議決権行使の円滑化に努めています。 <事業報告・事業説明会 > 株主総会では、より分かりやすく事業の状況をお伝えするため、動画を用いた事業報告を行っております。また、株主総会終了後に事業説明会を開催し、取締役及び執行役員から業績や事業の状況について説明をすることで、株主総会の活性化を図っております。さらに、株主総会開催前や休憩時間に、非財務情報をまとめたIR動画を放映し、当社に関する積極的な情報開示に努めております。 <開催会場について > 第6回定時株主総会においては、交通の便を考慮し、駅近の会場である東京ミッドタウンにて開催をいたしました。

2.IRに関する活動状況^{更新}

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、「IR活動の基本方針」「情報開示の方法」「沈黙期間について」「将来の見通しについて」および「風説の流布への対応について」から構成されるIRポリシーを策定しており、当社ウェブサイトに掲載しております。 https://about.mercari.com/ir/strategy/policy/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主総会の後に事業説明会を開催し、個人投資家の方との対話の場を設けております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説 明会を開催	四半期毎の決算発表に合わせてアナリスト・機関投資家向けの説明会を開催していく方針です。 また、フェアディスクローズを意識し、説明会の様子を日本語・英語にてライブ配信を行っております。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	フェアディスクローズの観点より、同時通訳を採用した、アナリスト・機関投資家向けの説明会のライブ配信を行っております。また、毎四半期、定期的に海外投資家との電話会議を開催するとともに、海外IRを実施し、直接訪問する機会も設けております。	なし

IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト内にて、日本語・英語のフェアディスクローズに努めております。 https://about.mercari.com/ir/
IRに関する部署(担当者)の設置	ファイナンスグループ内IR部門に専任者を設置しております。
その他	自社メディア「mercan(メルカン)」や「Mercari Engineering Blog」を通して、自社の文化やサービス、技術等の非財務情報を積極的に発信しております。また、「Facebook」「Twitter」「Instagram」等のSNSを用いた情報発信も行っております。

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

当社では、「新たな価値を生みだす世界的なマーケットプレイスを創る」をミッションに掲げ、CtoCマーケットプレイス「メルカリ」をはじめとした様々なサービスを展開しています。「メルカリ」の登場により、誰かにとっては価値がなくなった物が、価値を感じる他の誰かの手に渡るようになりました。CSR活動においては、以下の3つを柱とし、個人やモノの価値や力を最大限引き出す活動を行っています。

1. 社会とのつながり

・青少年の適切な利用のために

当社では青少年に当社のサービスを安心してご利用いただくため、中学生・高校生やその 保護者の方を対象とした講演活動を無償で行うなど、フリマアプリの仕組みやトラブルに巻 き込まれないための方法などの事例・基礎知識を伝える啓発活動を行っております。

・学びを育む「キッズフリマ」

当社では、フリーマーケットを通じてモノを大切にする心や、金銭感覚、交渉を通じてのコミュニケーション能力を育てることができると考え、当社が主催し毎年全国で開催するリアルなフリーマーケット「メルカリフリマ」において、売るのも買うのも子どもだけのフリーマーケット「キッズフリマ」を開催しています。

平成30年8月には、環境省と共催で「キッズフリマ」を開催しました。

環境保全活動、CSR活動等の実施

2. 安全・安心な取引のために

・ステークホルダーとの連携

全国の捜査機関や公的機関と連携し、安全・安心なプラットフォームの提供に努めています。また、「メルカリ」だけでなく業界全体の健全化を目指し、インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会(CIPP)、EC事業者協議会、Asia InternetCoalition Japan(AICJ)等の業界団体に参加し、積極的な意見交換やガイドラインの検討を行っています。

3. スポーツを通じた社会貢献

·プロアスリート支援

当社は「新たな価値を生みだす世界的なマーケットプレイスを創る」というミッションのもと、世界を目指し志を同じくする障がい者アスリートの雇用を行っています。平成29年1月には、車椅子バスケットボールで世界を舞台に活躍する土子大輔選手と篠田匡世選手の2名を社員として雇用しました。現在は、陸上・水泳・サッカー・フットサルなど様々な競技の選手9名を雇用しています。

・スポーツチーム支援

当社は、平成29年4月に株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーとクラブオフィシャルスポンサー契約を、2018年シーズンはユニフォーム・スポンサー契約をそれぞれ締結しました。鹿島アントラーズは、平成28年12月開催の「FIFAクラブワールドカップ ジャパン 2016」で準優勝に輝いた日本を代表するサッカークラブです。日本から世界のトップを目指すクラブの姿勢に共感し、スポンサーとして応援しています。

また、平成30年6月よりオリックス・バファローズが本拠地として使用している京セラドーム 大阪とスポンサー契約を締結し、ホームベース後方芝面に「メルカリ」のロゴを掲出してい ます。

1.内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会において定めた「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行っておりま す。

- (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - . 当社では、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
 - . 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
 - .取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
 - . 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
 - . 社内の通報窓口につながるホットラインを備え、相談や通報の仕組み(以下、「公益通報制度」という。)を構築する。
 - 取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき処罰の対象とする。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

. 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書(電磁的記録を含む。) は、当該規程等の 定めるところに従い、適切に保存、管理する。

.情報管理規程を定め、情報資産の保護・管理を行う。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

. 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。

. 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、リスクマネジメント体制を構築していく。

- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - . 取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、又は必要に応じて随時開催する。
 - . 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。
 - . 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、職務分掌規程及び稟議規程を制定する。
- (e) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - . 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。
 - . 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。
- .個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営する。また、同責任者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努める。
- (f) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びその子会社から成る企業集団(以下、「当社グループ」という。)は、ミッション、バリューを共有し、当社グループ内の経営資源を最大限に活用し、当社グループ全体の企業価値の最大化を図るため、以下の措置を講じる。

. 適正なグループ経営を推進するため関係会社管理規程を定め、子会社の自主性を尊重しつつ、重要事項の執行については同規程に従い、子会社から当社へ事前に共有させることとし、当社の関与のもと当社グループとしての適正な運営を確保する。

. 上記(c)の損失の危険の管理に関する事項については、グループ各社に適用させ、当社において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

.子会社における職務執行に関する権限及び責任について、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行する。

. 当社の内部監査グループは、グループ各社における業務が法令及び定款に適合し、かつ適切であるかについての内部監査を行い、監査結果を代表取締役に報告するとともに、監査役及び会計監査人とも共有する。

(g) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に 関する事項

. 監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人(以下、「監査役の補助者」という。)を置くことを取締役会に対して求めることができる。

. 監査役の補助者は、監査役に専属し、他の業務を一切兼務させないこととし、監査役の指揮命令に従い、監査役監査に必要な情報を収集する。

. 監査役の補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前の同意を必要とする。

. 監査役の補助者は、監査役に同行して、取締役会その他の重要会議、代表取締役や会計監査人との定期的な意見交換に参加することができる。また、必要に応じて、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができる。

(h) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

. 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告する。

取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。

- (i)子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
 - . 子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- . 子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、これを発見次第、遅滞な〈監査役に報告する。

. 報告した者に対しては、人事評価及び懲戒等において、通報の事実を考慮してはならず、報告した者は、自身の異動、人事評価及び懲戒等について、その理由の調査を監査役に依頼することができる。

(j)監査役の職務の遂行について生じる費用債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は速やかに処理する。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合においては、監査役は担当の役員に事前に通知するものとする。

- (k) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - . 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
 - . 監査役は、必要に応じて会計監査人と意見交換を行う。
 - . 監査役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
 - . 監査役は、定期的に内部監査グループと意見交換を行い、連携の強化を図る。
- (1) 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制システムの構築に関する基本方針を定め、財務報告に係る内部統制を整備し、運用を行う。

(m) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

. 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内に周知し明文化している。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

. Corporate Divisionを反社会的勢力排除の責任部門と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、反社会的勢力による被害を未然に防止するための体制を構築するとともに、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育・研修を行う。

. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び弁護士等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

a 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「倫理規程」において、反社会的勢力の排除を掲げ、暴力団をはじめとした反社会的勢力と一切の関わりをもたないこと、及び反社会的勢力が当社に関わりを求めてくる場合は、毅然とした態度でこれを拒絶することを宣言しております。

b 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(a) 社内規程の整備状況

当社は、上記宣言のもと、反社会的勢力の排除に向けて、「反社会的勢力排除に関する規程」及び「反社会的勢力対応細則」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。

(b) 対応統括部署

当社は、反社会的勢力への対応統括部署をCorporate Divisionと定め、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備しております。

(c) 反社会的勢力排除の対応方法

当社と関係を持つ前に、インターネット検索及び日経テレコンを利用して、株主、役職員、新規取引先と反社会的勢力との関係を示すような情報がないか確認を行っております。また、既存の取引先等において、反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合は、速やかに取引関係等を解消する体制を採っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



